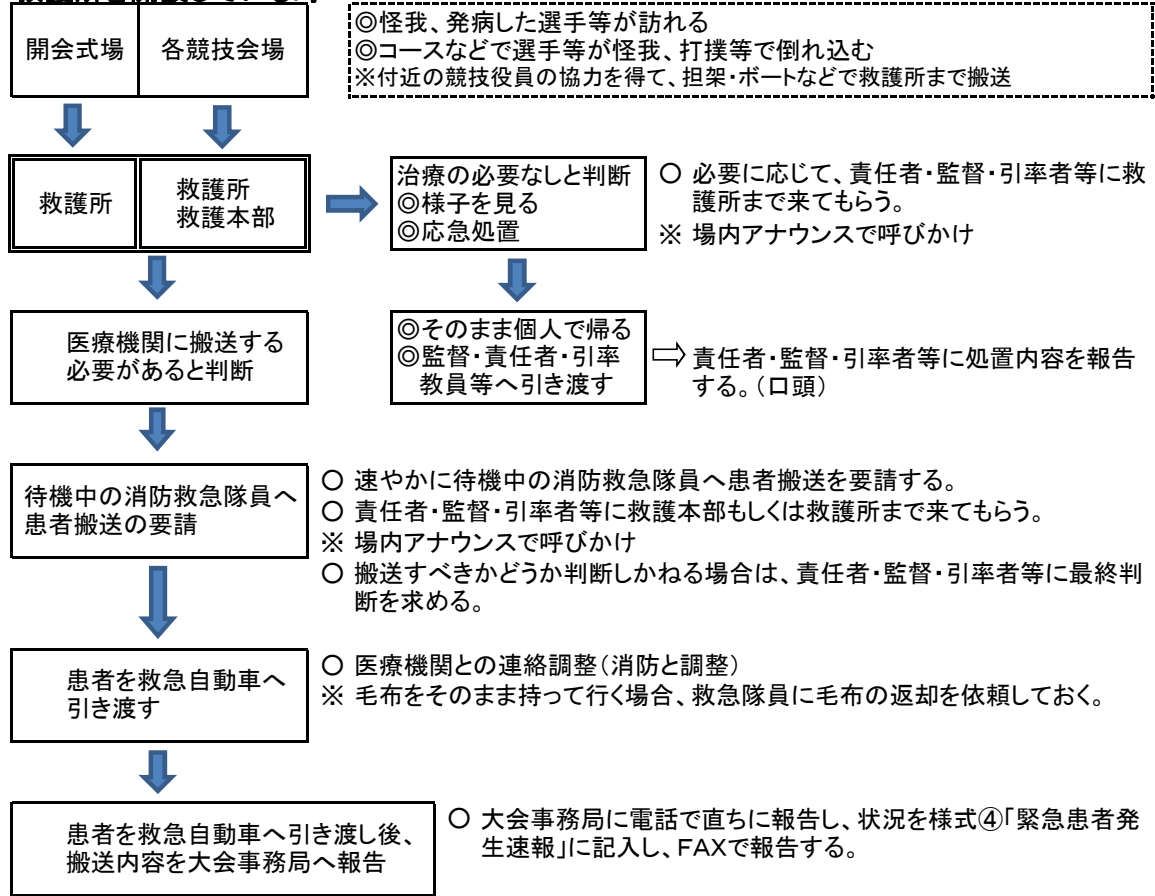


1 救護所を開設している時



2 救護所を開設していない時

(1) 練習中の負傷・発病等

- ① 救護所が未開設時に負傷・発病した場合、競技会場内の競技役員等に選手・監督等が申し出る。
○ 大会事務局・パトロール等で応急処置並びに責任者・監督・引率者への連絡等対応する。
- ② 競技役員等は、患者移送が必要と認められる場合、または責任者・監督・引率者が必要と判断した場合、救急自動車の要請をする。
○ 患者移送が行われたならば、大会事務局に電話で直ちに報告し、状況を様式④「緊急患者発生速報」に記入し、FAXで報告する。
※ 用紙は各競技会場の大会関係者にあらかじめ配布しておく。

(2) 宿舎での負傷・発病等

- ① 宿泊する施設等で負傷・発病し、医療機関で受診する場合は、宿舎に申し出た上、都道府県の責任者・監督・引率者が最寄りの医療機関と連絡を取り受診する。
○ 医療機関を受診した場合は様式②「病院受診報告書」を、受診の結果、感染症や食中毒と診断された場合は様式③「感染症等罹患届書」を大会事務局にFAXで報告する。
- ② 都道府県の責任者・監督・引率者が必要と認めた場合は救急自動車を要請し、搬送する。
○ 責任者・監督・引率者は、患者移送が行われた場合、大会事務局に電話で直ちに報告し、その後様式④「緊急患者発生速報」に記入し、FAXで報告する。
※ 用紙は各宿舎へあらかじめ配布しておく。

3 インフルエンザやノロウイルス等食中毒が疑われる場合

(1) インフルエンザが疑われる場合

- ① 国や県から出される最新の情報に従い、速やかに受診する。
○ 責任者・監督・引率者は、医療機関を受診した場合は様式②「病院受診報告書」を、受診の結果、インフルエンザ等の感染症と診断された場合は様式③「感染症等罹患届書」を大会事務局にFAXで報告し、受診結果を宿舎にも報告する。

(2) ノロウイルス等食中毒が疑われる場合

- ① ノロウイルス等食中毒が疑われる場合は速やかに受診すること。
○ 責任者・監督・引率者は、医療機関を受診した場合は様式②「病院受診報告書」を、受診の結果、ノロウイルス等の食中毒と診断された場合は様式③「感染症等罹患届書」を大会事務局にFAXで報告し、受診結果を宿舎にも報告する。